

平成 2 1 年 3 月 4 日

文教福祉建設常任委員会資料

## 標津町小・中学校適正配置の基本的な考え方について

平成 1 5 年 2 月

平成 1 9 年 1 2 月 (一部修正)

平成 2 0 年 1 1 月 (一部修正)

平成 2 1 年 2 月 (一部修正)

標 津 町 教 育 委 員 会

## 【目 次】

<b>1</b>	<b>学校教育を取り巻く諸情勢について</b>	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>標津町の目指す教育のあり方</b>	<b>3</b>
	【1】自ら学び、自ら考える力の育成	
	【2】一人一人の個性を生かす教育	
	【3】基礎基本の確実な定着を図る教育	
	【4】豊かな人間性を育むための教育	
	【5】地域の特性を生かした特色ある学校づくり	
<b>3</b>	<b>標津町における少子化の現状と課題</b>	<b>6</b>
<b>4</b>	<b>小中学校の適正規模と適正配置</b>	<b>7</b>
	【1】適正規模における国の基準	
	【2】標津町における適正規模の考え方	
	1. 複式校の解消	
	2. 小学校の適正規模について	
	3. 中学校の適正規模について	
<b>5</b>	<b>学校再編制の基本的な考え方</b>	<b>10</b>
<b>6</b>	<b>適正配置協議に関するこれまでの経過</b>	<b>11</b>

## 1 学校教育を取り巻く諸情勢について

21世紀を歩みはじめ、我が国では、国際化、情報化、科学技術の発展や少子高齢化など社会は大きく変化しております。そして、全ての分野において構造改革が進められているところであります。

こうした変化を踏まえ、学校教育においても平成14年度から導入された完全学校週5日制並びに小中学校における新学習指導要領のもと、生きる力の育成や心の教育の充実、個性を伸ばし多様な選択のできる学校制度の実現など「ゆとりの中で生きる力を育む」一連の教育改革が推進されてきました。

平成18年12月、教育基本法が約60年ぶりに改正され、激動する国際社会に立ち向かい21世紀を切り拓く「心豊かでたくましい日本人」の育成をめざすという観点から、これからの教育の新しい理念が定められました。特に平成21年度からの学習指導要領改訂では、「生きる力」という理念の社会的共有化が重要であるとの国の認識が示されました。

### この生きる力とは

- ・社会において自立的に生きるために必要な力（自立的に生きる上で重要な能力）が「生きる力」であること。
- ・そのためには、「思考力・判断力・表現力」（＝自己解決能力）を培うことが大切であり、その能力をつけるための基本が
  - 1) 基礎的基本的な知識・技能の習得及びそれを活用する学習（教科と総合学習の円滑な接続）
  - 2) ふるさと体験学習活動の充実
  - 3) 言語能力（コミュニケーションや知的活動の基盤）
  - 4) 道徳や体育などの充実（他人を思いやり共感・感動する豊かな心やたくましく生きるための健康・体力）

であり、さらに上記目的達成のための教育課程の枠組みとして

- 1) 国語・社会・数学・理科の授業時数の増加、総合的な学習の時間の縮減
- 2) 外国語活動の追加（中学校は外国語の授業時数の増加）
- 3) 体育の授業時数の増加（中学校は保健体育の授業時数の増加、武道の必修化）

が実施されていきます。

※ 幼稚園は平成21年度から全面实施、小・中学校は21年度からできるもの  
について先行実施、23年度小学校・24年度中学校新学習指導要領全面实施

このような中、標津町に住む全ての児童・生徒にとって、

- どのような教育環境が最良なのか。
- 将来の標津町を支えていく人材を育てていくために必要となる、最も有効な教育を創造するためにはどうすべきか。
- 少子化による児童・生徒数の減少に伴う、学校の規模縮小にどう対処していくかなど、様々な課題を考慮していかなければなりません。

## 2 標津町の目指す教育のあり方

### 【1】 自ら学び、自ら考える力の育成

変化の激しい社会においては、学校で知識をつめこんで、それを社会に出て適用すれば済むということではなくなったと考えられます。

子ども自らが学び、考える力の育成が重要になってきています。そのためには、子ども自らが課題を見つけ、多くの体験活動を通して解決に向けた取り組みができる環境をつくっていかなくてはなりません。

さらに学校教育は、学級・学年という枠組みの中で集団を前提として成立する

制度であり、この集団が持つ教育力をどう評価し、生かしていくかを考えることが重要であると考えます。集団の持つ教育力とは、子ども達が良い意味での競争心を持って切磋琢磨し、協力して何かを成し遂げる喜びを感じる事。又、時には友だちとのトラブルがあったり、更にはそれを乗り越える経験を通してそれぞれの発達段階に相応した自主性や主体性、社会性や協調性を会得させる力のことであります。

しかしながら、現在の子ども達は、物質的な豊かさや便利さの中で生活し、テレビや室内ゲームなどでかなりの時間を取り疑似体験や間接体験が多くなる一方で、実際的な生活体験・自然体験が著しく不足している実態であります。

これらの課題を受けて、各教科で基礎的・基本的な知識・技能をしっかりと習得させるとともに、観察・実験やレポート作成、論述といった知識技能を活用する学習活動を行うことが不可欠であること、このため、特定の必須教科の授業時数を確保すること、また、教科を横断した課題解決的な学習や探究・体験活動を集団として行なうという「総合的な学習の時間」と各教科との円滑な接続を図る中で、主体性・創造性を一層練磨すべきことが求められています。

## 【2】 一人一人の個性を生かす教育

「生きる力」を育む上では、一人一人の個性を生かした教育を行うことは極めて重要であります。

子ども達の発達段階に則し、チーム・ティーチング、グループ学習、個別学習などの指導方法の一層の改善を図りつつ、個に応じた指導の充実を図る必要があります。特に中学校においては、小学校で培われた資質や能力をよりよく向上させるとともに、生徒の特性等に応じることができるよう選択教科における標準

授業時数の枠外での開設を保障する必要があります。

### 【3】 基礎基本の確実な定着を図る教育

今までは「基礎基本」を「読み・書き・計算」を中心とした基礎学力として押えられてきたが、現在では、生涯学習の基礎を養うという観点から、自らのものの見方や考え方を持って、主体的に判断し、行動できる力の基となる「思考力、判断力、表現力、創造力、直観力」の能力も基礎・基本の力として考えられてきています。

これらの力を身に付けさせるためには、基礎的・基本的な知識・技能の土台の上にそれを活用する学習、教科を横断した課題解決型学習、コミュニケーションや言語能力、体験学習の充実を図ることにより、子どもたちに他者、社会、自然環境とのかかわりの中で共に生きる力を醸成させる必要があります。

### 【4】 豊かな人間性を育むための教育

良い行いに感銘し、間違っただ行いを憎むといった正義感や公正さを重んじる心、自らを律しつつ他人と協調し思いやる心や感動する心、ボランティア精神などの育成とともに、学校教育においては、特に、集団生活が営まれているという特質を生かしつつ、望ましい人間関係の形成や社会生活上のルールを習得するなどの社会性、社会の基本的なモラルなどの育成に一層努めること、そのためには道徳や体育などの充実により豊かな心や健やかな体を整える必要があります。

また、子ども達の発達段階を踏まえながら、人間としての生き方や在り方を考えさせることも大切であります。

## 【5】 地域の特性を生かした特色ある学校づくり

今、求められている「生きる力」を育成するためには、学校中心だけの学習では十分に達成できるものではありません。地域の特性を生かしながら教育効果を上げていく必要があります。幸い、標津町は豊かな自然環境、社会環境に恵まれ、自然、文化、施設などを学習教材として活用した体験学習を充実させることができます。各学校が地域と連携しながら特色ある学校づくりを進めていくことが求められています。

### 3 標津町における少子化の現状と課題

標津町における小中学校の児童生徒数の推移を見ますと、平成元年1,030人、平成5年812人、平成10年707人、平成15年649人、平成20年567人（平成元年対比45%減）となっております。

今後も、減少傾向が続くと予想され、現段階で推計可能な平成26年には、更に現在より13.4%減の491人にまで減少する見込みであります。

少子化の進行は全国の合計特殊出生率の推計を見ても、近年急速な減少が続いていることが分かります。

平成10年11月に出された中央教育審議会「少子化と教育について」の報告の中で、少子化が教育に及ぼす影響について

- (1) 子ども同士の切磋琢磨の機会が減少する。
- (2) 学校や地域において一定規模の集団を前提とした教育活動やその他の活動がし難くなる。
- (3) 良い意味での競争心が希薄になる。

等を挙げており、少子化に対応する視点として

- (1) 少子化が教育に及ぼす問題を最小限に抑えるために、可能な限り政策的な対応を図ること。
- (2) 少子化の下で可能な限り教育条件の充実を図ること。

等を考えるべきだと述べております。

#### 4 小中学校の適正規模と適正配置

##### 【1】 適正規模における国の基準

小中学校の学校規模については、児童生徒の教育指導上及び学校運営上の観点から、学校教育法施行規則（第17条及び第55条）において概ね12学級から18学級が適正規模とされ、更に、通学距離については、概ね小学校にあっては4km以内、中学校にあっては6km以内（義務教育諸学校等に関する行政監察報告書）の通学距離による適正な学校配置の条件とされていますが、地勢、気象、交通等の諸条件並びに通学距離の児童生徒に与える影響を考慮し、更に実情に即した通学距離の基準を定めることとされています。

##### 《参考》

中央教育審議会の「公立小・中学校の統合の方策」についての答申では、小規模校を適正な規模にまで統合することは、義務教育の向上と学校経費の合理化のため重要であるとの認識の下、

- 1) 国及び地方公共団体は学校統合を奨励すること。単なる統合という形式にとられることなく教育の効果を考慮し、地域の実情に即して実施すること。
- 2) 学校統合は、将来の児童生徒の増減を十分に考慮して計画すること。



- 3) 学校統合は、慎重な態度で実施すべきであって住民に対する学校統合の意義について特に意を用いること。

以上のことを基本として実施することとされている。

標津町には、大規模校は存在しないので、小規模校の長所や課題を検証するなかで、学校適正規模や適正配置について検討を行なって参りたい。

## 【2】 標津町における適正規模の考え方

### 1. 複式校の解消

複式校は、その年度の子どもの数により単式学級、複式学級、複々式学級、欠学年などの変動があります。学校体制が安定しにくいという状況を生み、さらに次のことが予想されます。

- 1) 複式学級の複式授業は、子どもも教師も負担が大きい。
- 2) 社会性を養う集団教育の効果が低い。
- 3) 教職員の適切な配置や施設・設備の充実が難しい。
- 4) クラブ、部活動、選択教科など児童生徒の選択の余地が少ない。

### 2. 小学校の適正規模について

学校での大きなねらいの一つに集団で社会性を培うことがあります。その意味で、複式学級や複々式学級は避けたいと考えています。また、児童にとっても学校機能の面からも、学級編成の安定及び教職員数、教頭・養護教諭・事務職員の安定的な配置がなされる規模であることが望ましいと考えます。

- (1) 学年の児童数は10人から25人の単式学級が望ましい。学校規模としては、6学年6学級で60人から150人程度である。(標津町では川北小学校規模)

これは、教科等の学習や学級活動等を通して児童間の交流を含む多様な学習ができる規模である。

- (2) 次善の選択肢として複式校となる場合、学年の児童数は4人から6人の間を堅持したい。複式校で最低8人から12人程度である。これをばらつきなく各学級に確保したい。学校規模としては、3学級24人から36人程度の規模となる。尚、欠学年や、児童が1人もしくは2人の学年が生じないようにすることが好ましい。

### 3. 中学校の適正規模について

青春前半にある中学校の特性（自分の特性に基づいた専門的な学習や活動への渴望）、今後予想される中学校教育のあり方を視野に入れ、中学校の複式は避け、多様な教育活動を保証するものとする。

- (1) 学年の生徒数は10人から25人の単式学級が望ましい。学校規模としては3学年3学級で30人から75人程度の単置中学校である。（標津町では川北中学校規模）

この生徒数は、各教科や総合的な学習、選択教科など学習全般、及び生徒会活動、クラブ部活動等の集団学習や活動がある程度行うことができ、教育活動の活性化を図る上からも必要な人数である。

以上のように小規模校の良さを認めつつも、標津町の望ましい学校教育を考える時、集団の持つ教育力を可能な限り活用し、様々な教育改革との連携を図りながら、基本的な適正配置を考えてまいりたい。

## 5 学校再編制の基本的な考え方

① 学校再編の基本的な考え方にあたっては、児童・生徒の教育を最優先とし教育効果の向上を考慮し、地域、保護者との意見を充分踏まえて取り組んでまいりたい。

② 本町の各地区の地理的条件並びに生活圏の実態から考えても、国及び道の示す標準に沿った配置は困難と判断する。

そこで前述した、「標津町の目指す教育のあり方」や「小中学校の適正規模と適正配置」の考え方に沿った形で、教育的効果を一層高めうる適正配置を検討してまいりたい。

③ 通学区域の変更の考え方

イ) 小学生については、児童の通学に要する時間を考慮（特に小学生は、心身の発達段階から中学生とは異なる配慮が必要であること等）し、自宅から学校までの時間の検討。

ロ) 中学生については、生徒の通学に要する時間を考慮し、自宅から学校までの時間の検討。

④ 児童生徒の通学手段確保の考え方

学校再編制にあたって通学手段の確保は、過去の学校統合（再編制）においても必要条件であり、現行スクールバスの利用方法及び民間バスの利用を踏まえて、特に冬期間の除雪体制も考慮して考えてまいりたい。

## 6 適正配置協議に関するこれまでの経過

年 度	地域・議会との協議等開催状況	懇 談 等 の 内 容
H 9.7	標津町小中学校適正規模等検討委員の設置	学校関係者 8 名からなる委員で適正規模の検討開始 6 回協議
H10.8	「標津町小中学校適正規模に関する教育委員会の考え方」まとまる	町長説明
H10.9	「適正規模に関する教育委員会の考え方」を基に、町議会、町内校長会、関係町内会（忠類・薫別・北標津・古多糠）への第 1 回説明会開始	
H11.～	関係 PTA 及び町内会役員との懇談会を随時開催	
H15.2	「標津町小中学校適正配置の基本的な考え方について」を策定	
H15.8～	「基本的な考え方について」を基に、関係町内会・PTA（忠類・薫別・北標津・古多糠）との意見交換会開始	※ H17.3 北標津小中学校閉校 H18.3 忠類小学校閉校
H19.12	古多糠地区適正配置に関する懇談会開催	
H20.11	標津町議会全員協議会へ経過報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古多糠小中学校の状況               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) H22 年度に PTA と町内会とで今日までの教育委員会との説明経過を踏まえて、統合等の話し合いを持つことで合意している</li> <li>2) その結果を受けて PTA との意見交換を実施することになり、22 年度の状況を見て PTA 側から教委に再打合せの予定となっている</li> </ol> </li> <li>・薫別小中学校の状況               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) H20 年生徒数 19 人、H21 年 15 人、H22 年 10 人の見込みであり、このことは資料に基づき PTA 会長、町内会長、学校長に推移を説明している。統合の意思も H22～H23 年頃までに PTA・町内会で話し合う予定となっている</li> </ol> </li> </ul>
H21.2	第 1 回教育委員会開催	今後の統廃合の方針について承認
H21.3	文教福祉建設常任委員会	今後の統廃合の方針について協議（別紙） →町長・教育長へまとめの意見書を提出予定

